新潟市物品電子入札等実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市における入札又は見積合わせのうち、電子入札システムを使用して行う入札又は見積合わせ（物品購入に限る。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　電子入札システム　本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（２）　入札等　入札又は見積合わせをいう。

（３）　電子入札等　電子入札システムを使用して行う入札等をいう。

（４）　入札書等　入札書又は見積書をいう。

（５）　入札通知書等　指名通知書又は見積依頼通知書をいう。

（６）　落札者等　落札者又は決定者をいう。

（７）　ＩＣカード　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年省令第２号）第４条第１号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

（電子入札等を行う機関）

第３条　この要綱において、本市における入札等のうち電子入札システムにより入札等を行うことができる機関は、財務部契約課及び区役所地域総務課（中央区、東区及び西区にあっては区役所総務課）とする。

（電子入札等を行う対象）

第４条　この要綱において、電子入札等を行うことができる対象は、物品購入に係るもののうち、前条に規定する機関で行う見積合わせ、指名競争入札及び一般競争入札とする。

だだし、次の各号に掲げるものは、電子入札等の対象としないものとする。

（１）　単価契約によるもの。

（２）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項各号に規定する随意契約のうち、一者随意契約により契約を締結する場合であって、当該一者随意契約の相手方として予定している者が、入札等を行う際、次のいずれかに掲げる者であるもの。

ア　入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者

イ　入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者のうち、 電子入札システムの利用者登録を行っていない者

（３）　前２号に掲げるもののほか、その性質上電子入札システムにより電子入札等を行うことができないもの。

（電子入札等の参加資格）

第５条　電子入札等に参加できる者は、新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第６条に規定する有資格者名簿（物品に限る。）に登載されている者のうち、次条に規定する電子入札システムの利用者登録（以下単に「利用者登録」という。）を行ったものとする。

２　利用者登録の有効期間は、新潟市物品等入札参加資格審査要綱（平成２４年１２月１日制定）第６条に規定する有効期間とする。

（利用者登録等）

第６条　電子入札等に参加しようとする者は、次のいずれかの方法で、あらかじめ利用者登録を行わなければならない。

（１）ＩＣカードによる登録

（２）ユーザＩＤ及びパスワードによる登録

２　前項第２号に掲げる方法により、利用者登録を行った者は、見積合わせに限り電子入札システムを利用することができる。

３　第１項各号の規定により利用者登録を行った者が、当該登録内容に変更を生じる場合にあっては、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

（ＩＣカード）

第７条　電子入札等で使用できるＩＣカードは、前条第１項第１号の規定により利用者登録を行った者自らが取得したＩＣカードに限る。

（入札参加申請）

第８条　電子入札のうち一般競争入札による電子入札に参加しようとする者は、指定された締切日時までに、電子入札システムにより入札参加申請を行わなければならない。

（入札書の提出）

第９条　電子入札等に参加しようとする者（次項及び次条において「電子入札等参加者」という。）は、指定された締切日時までに、電子入札システムにより入札書等を提出しなければならない。

２　前項の規定により入札書等を提出した電子入札等参加者は、指定された締切日時前であっても、当該入札書等に記載の入札額又は見積額その他の記載内容を、電子入札システムによる入札等又は紙による入札等（以下「紙入札等」という。）によって変更することができない。

（紙入札等の特例）

第１０条　電子入札システムによる入札等は、紙入札等をすることができない。ただし、次に掲げるときであって、市長が認めるときは、紙入札等を行うことができる。

（１）　電子入札等参加者が使用する端末、プロバイダ、ＩＣカードその他の電子入札情報処理組織に起因する事由により、電子入札システムより入札等を行うことができないとき。

（２）　天災、停電その他の電子入札等参加者の責めに帰さない事由により電子入札システムにより入札等を行うことができないとき。

２　前項の規定により電子入札等参加者が紙による入札等を希望する場合は、「紙入札等

方式参加承諾願（別記様式第１号）」を市長に提出し、承諾を受けなければならない。

３　電子入札等参加者が前項の承諾を受けたときは、入札（見積）書（別記様式第２号）を指定された締切日時前までに、市長に提出しなければならない。

４　市長は、第１項第２号の場合にあっては入札書等受付締切日その他の入札等の方式を変更又は中止することができる。

（電子入札等の辞退）

第１１条　入札通知等を受けた者又は第８条第１項の規定により入札等参加申請書を提出した者は、入札書等の受付締切日時までに、電子入札等システムにより入札等を辞退することができる。

（開札）

第１２条　電子入札システムによる開札であって、第１０条第４項の規定により、紙入札等を行う場合は、当該紙入札書等に記載されている入札額又は見積額を電子入札システムに登録するものとする。

（再度入札）

第１３条　新潟市契約規則第２０条の規定により再度入札を行う場合は、市長が通知した再度入札に係る通知に従い、再度入札等締切日時までに電子入札システムにより入札等を行うことができる。

２　再度入札を行う場合は、原則として入札の翌日までに行うものとする。ただし、入札の翌日が休日（新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第３５号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その日の翌日までに行うものとする。

（落札者等の決定）

第１４条　市長は、電子入札システムにより提出された入札等により、開札後速やかに落札者等を決定するものとする。

２　落札等となるべき者が２以上いるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、物品電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年３月１日から施行する。

（準備行為）

２　第６条の規定による利用者登録は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

（紙入札にかかる経過措置）

３　第８条から第１０条までの規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和８年９月３０日までの間の入札又は見積合わせのうち、電子入札により行う入札又は見積合わせは、電子入札システムによる入札参加申請及び入札書又は見積書の提出に代えて、紙による入札参加申請書及び入札書又は見積書の提出により行うことができる。

（辞退届にかかる経過措置）

４　第１１条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和８年９月３０日までの間に電子入札システムにより入札通知等を受けた者は、紙による辞退届の提出により辞退することができる。

（新潟市電子入札実施要領の一部改正）

５　新潟市電子入札実施要領（平成１７年４月６日制定）の一部を次のように改正する。

題名中「電子入札」を「建設工事・建設コンサルタント電子入札」に改める。

第１条中「電子入札」を「電子入札（建設工事及び建設コンサルタントに限る。）」に改める。

（新潟市電子入札運用基準の一部改正）

６　新潟市電子入札運用基準（平成１７年４月６日制定）の一部を次のように改正する

題名中「電子入札」を「建設工事・建設コンサルタント電子入札」に改める。

１－１の項中「電子入札」を「電子入札（建設工事及び建設コンサルタントに限

る。）」に改める。

（新潟市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領の一部改正）

7　新潟市電子入札用電子証明書（ＩＣカード）登録要領（平成１７年４月６日制定）の一部を次のように改正する。

題名中「電子入札用電子証明書」を「建設工事・建設コンサルタント電子入札用電子証明書」に改める。

第１条中「電子入札」を「電子入札（建設工事及び建設コンサルタントに限る。）」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。